「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」 の活用について

老健第135号 平成5年10月26日 厚生省老人保健福祉局長

各都道府県知事・指定都市市長殿

今般,地域や施設等の現場において,痴呆性老人に対する適切な対応がとれるよう,医師により痴呆と診断された高齢者の日常生活自立度の程度すなわち介護の必要度を保健婦,看護婦,社会福祉士,介護福祉士等が客観的にかつ短期間に判定することを目的として,別添「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」を作成したので,その趣旨を踏まえ,「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準」と併せて広く活用されるよう特段の御配慮をお願いする。

痴呆性老人の日常生活自立度判定基準

1.この判定基準は,地域や施設等の現場において, 痴呆性老人に対する適切な対応がとれるよう,医 師により痴呆と診断された高齢者の日常生活自立 度を保健婦,看護婦,社会福祉士,介護福祉士等 が客観的かつ短時間に判定することを目的として 作成されたものである。なお,痴呆は進行性の疾 患であることから,必要に応じ繰り返し判定を行 うこととし,その際,主治医等と連絡を密にする こと。

- 2.判定に際しては,意志疎通の程度,見られる症状・行動に着目して,日常生活の自立の程度を5 区分にランク分けすることで評価するものとする。 評価に当たっては,家族等介護にあたっている者からの情報も参考にする。なお,このランクは介護の必要度を示すものであり,痴呆の程度の医学的判定とは必ずしも一致するものではない。
- 3. 痴呆性老人の処遇の決定に当たっては,本基準に基づき日常生活自立度を判定するとともに,併せて「障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)」についても判定したのち行うこととする。なお,処遇の決定は,判定されたランクによって自動的に決まるものではなく,家族の介護力等の在宅基盤によって変動するものであることに留意する。
- 4. 痴呆性老人に見られる症状や行動は個人により 多様であり、例示した症状等がすべての痴呆性老 人に見られるわけではない。また、興奮、排梱、 物取られ妄想等は、例示したランク以外のランク の痴呆性老人にもしばしばに見られるものである ことにも留意する。

ランク	判 定	基準	見られる症状・行動の例	判定にあたって留意事項及び提供さ れるサービスの例
Ι	何らかの痴呆を有 は家庭内及び社会 いる。			在宅生活が基本であり、一人暮らした。 も可能である。相談、指導等や進行の阻止を図る。 具体的なサービスの例としては、家族等への指導を含む訪問指導や健 相談がある。また、本人の友人動の、生きがいづくり等しる。 機会づくりにも留意する。
П	日常生活に支障を 行動や意志疎通の れても,誰かが注 できる。	困難さが多少見ら		在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もあるので、訪問指導を実施したり、日中の在宅サービスを利用することにより、在宅生活の支援と症状の改善及び進行の阻止
Πa	家庭外で上記Ⅱの	状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物 や事務、金銭管理などそれま でできたことにミスがめだつ 等	を図る。 具体的なサービスの例としては,訪問指導による療養方法等の指導,訪問リハビリテーション,デイケア等で利用したリハビリテーション,毎
Пb	家庭内でも上記 II る。	の状態が見られ	服薬管理ができない,電話の 応対や訪問者との応対など一 人で留守番ができない等	を利用したりハとりテーション, 毎 日通所型をはじめとしたデイサービスや日常生活支援のためのホームへ ルプサービス等がある。
Ш	日常生活に支障をき 行動や意志疎通の 見られ,介護を必要	困難さがときどき		日常生活に支障を来すような行動や 意志疎通の困難さがランクIIより重 度となり、介護が必要となる状態で ある。
Ша	日中を中心として ₋ られる。	上記Ⅲの状態が見	着替え、食事、排便・排尿が 上手にできない・時間がかかる やたらに物を口に入れる、物 を拾い集める、徘徊、失禁、 大声・奇声をあげる、火の不 始末、不潔行為、性的異常行 為等	「ときどき」とはどのくらいの頻度 をさすかについては、行動の症類等により異なるので一概にはない 種類等によが、一時も目が離せない状態ではない。 大態では活が基本であるが、一人暮ら しは困難であるので、訪問指導や、 夜間の利用も含めた在宅サービスを
Шb	夜間を中心として_ られる。	上記Ⅲの状態が見	ランク III a に同じ	利用し、これらのサービスを組み合 わせる。 具体的なによるでのの問じリハービス を的なが、訪問では、、 はは、、 はは、、 はは、、 はは、、 はは、、 はは、、 はい、、 がは、、 がは、、 がは、、 がは、、 がは、、 がは、、 がは、、 がは、、 がは、、 がは、、 がいが、 でいいが、 でいが、 でいが、 でいいが、 でいが、 でいが、 でいいが、 でいいが、 でいいが、 でいいが、 でいいが、 でいいが、 でいがが、 でいが、 でいが、 でいがが、 でいがいが、 でいがいが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、
N	日常生活に支障をき 行動や意志疎通のほ られ、常に介護を娘	困難さが頻繁に見	ランク皿に同じ	常に目を離すてきないⅢと同でもの。 に目を離すことがでシクトリロである。 おが、頻度の違いにより区分である。 家族の介護力等の在宅基盤の強弱に在実生活を続けるか、まり在でものがある。 まりをできるが、まりをできるが、まりをできるが、まりをできる。 まりをできる。 はいまり できる はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり できる はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり はいまり
M	著しい精神症状や限 重篤な身体疾患が見 を必要とする。		せん妄,妄想,興奮,自傷・ 他害等の精神症状や精神症状 に起因する問題行動が継続す る状態等	ランク I ~ N と判定されていた高齢者が、精神病院や痴呆専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要となったり、重篤な身体疾患が見られ老人病院等での治療が必要となった状態である。専門医療機関を受診するよう勧める必要がある。